

理事	西 村 智	下益城郡松橋町大字久具 2862 番地
"	外 村 和 義	下益城郡松橋町大字両仲間 605 番地
"	本 崎 弘	下益城郡松橋町大字竹崎 1438 番地
"	上 田 盛 雄	下益城郡松橋町大字西下郷 437 番地
"	田 崎 留 喜	下益城郡松橋町大字豊崎 1053 番地
"	入 江 寛	下益城郡松橋町大字南豊崎 1 番地
"	野 口 久 男	下益城郡松橋町大字萩尾 1592 番地
"	木 下 覚	下益城郡小川町大字新田出 1664 番地
"	柳 田 慎 矢	下益城郡小川町大字北小野 970 番地
監事	守 田 武 志	下益城郡松橋町大字豊福 826 番地
"	大 嶋 克 己	下益城郡松橋町大字西下郷 1455 番地 1
"	緒 方 健 次	下益城郡松橋町大字南豊崎 79 番地 1
"	椿 原 光 雄	下益城郡松橋町大字大野 169 番地
"	内 野 征 也	下益城郡小川町大字河江 879 番地

**熊本県公告第 769 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（内の原 A 工区）土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 16 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営羊角湾周辺地区（内の原 A 工区）土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 16 年 9 月 28 日から平成 16 年 10 月 26 日まで
- 縦覧場所  
牛深市役所

**熊本県公告第 770 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（内の原 B 工区）土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 16 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営羊角湾周辺地区（内の原 B 工区）土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 16 年 9 月 28 日から平成 16 年 10 月 26 日まで
- 縦覧場所  
牛深市役所

**登載依頼****熊本県屋外広告物審議会公告第 2 号**

熊本県屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成 16 年 9 月 27 日

熊本県屋外広告物審議会 会長 磯 貝 恵 三

- 開催日時  
平成 16 年 9 月 29 日（水）  
午後 1 時 30 分から

- 2 開催場所  
熊本市千葉城町3-31  
KKRホテル熊本
- 3 議題  
(1) 許可地域の指定変更について(熊本県屋外広告物条例第5条第2項関係)  
(2) 特例許可について(熊本県屋外広告物条例第11条第2項関係)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県屋外広告物審議会事務局(熊本県土木部都市計画課景観整備室景観班)  
(電話 096-383-1111 内線 6076)

